5　競争参加者の資格及びその審査
⑴　建設工事契約についての資格、資格審査事項及び等級の決定方法
①　資格　予定価格の金額に応じ、当省が定めた建設工事の工種ごとに、別記１の⑴及び⑵におけるそれぞれの①のとおり区分して定める。
②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。
一　年間平均完成工事高
二　経営規模
イ　自己資本額
ロ　職員の数（建設業に従事する職員の数）
三　経営状況
イ　売上高営業利益率
ロ　総資本経常利益率
ハ　キャッシュ・フロー対売上高比率
ニ　必要運転資金月商倍率
ホ　立替工事高比率
ヘ　受取勘定月商倍率
ト　自己資本比率
チ　有利子負債月商倍率
リ　純支払利息比率
ヌ　自己資本対固定資産比率
ル　長期固定適合比率
オ　付加価値対固定資産比率
四　技術力　技術職員の数
五　その他の審査項目（社会性等）
イ　労働福祉の状況
ロ　工事の安全成績数値
ハ　営業年数
ニ　建設業経理事務士等の数
③　資格の等級の決定方法　建設工事の工種ごとに上記②の審査事項を要素とする総合評定値通知書等の「総合評定値㈵」を付与数値として、別記１の⑴の①及び⑵の①に対応する等級に格付けする。
⑵　測量・建設コンサルタント等業務の契約についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法
①　資格　測量、建設関係建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務ごとに資格を定める。
なお、資格の等級の格付けは行わない。
②　資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。
一　年間平均実績高
二　経営規模
イ　自己資本額
ロ　有資格者数
三　経営比率
四　営業年数
6　資格審査結果の通知
一般競争（指名競争）参加資格認定通知書により申請者に通知（郵送）する。
7　資格の有効期間
令和３年４月１日から令和５年３月31日までとする。なお、2⑶により随時審査した場合は、資格を付与されたときから令和５年３月31日までとする。
8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
３⑵①申請書類の提出場所に同じ。
9　その他
⑴　子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。
⑵　親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。
⑶　申請の方法等に関する問い合わせ先　総務省大臣官房会計課契約第２係　電話03―5253―5120

別記１　業種別等級区分及び予定価格の範囲
［掲載順序　業種の区分　①数値：等級　②等級：予定価格の範囲］
⑴　建築一式工事の場合
①　990点以上　：A
830点以上　990点未満：B
760点以上　830点未満：C
760点未満：D
②　A：　３億円以上
B：　１億円以上　３億円未満
C：3,000万円以上　１億円未満
D：3,000万円未満
⑵　⑴以外の工事の場合
①　870点以上　：A
780点以上　870点未満：B
780点未満：C
②　A：5,000万円以上
B：2,000万円以上　5,000万円未満
C：2,000万円未満
なお、本参加資格に基づき実際に調達を行う際に適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

競争参加者の資格に関する公示

国立研究開発法人理化学研究所の2021・22年度における建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和２年12月21日
国立研究開発法人理化学研究所
契約業務部長　川鍋　　隆
◎調達機関番号　814　◎所在地番号　11
1　申請の業種区分
⑴　建設工事
⑵　設計・コンサルティング業務
2　申請書の受付期間　2021年１月４日～2021年１月31日（当日消印有効）までとする。
なお、その後においても随時受け付けますが、資格決定の時期が遅れます。
3　参加資格の申請
⑴　申請書の入手方法　インターネットにより、当研究所のホームページ　http://www.riken.jp/にアクセスし、【一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）】を出力して下さい。
⑵　申請書の提出方法　申請書に次の書類（以下「添付書類」という。）を添え、申請窓口に郵送による申請とする。
国立研究開発法人理化学研究所の全ての事業所の共通資格となります。
申請窓口は以下のとおり。
国立研究開発法人理化学研究所
〒351―0198 埼玉県和光市広沢２－１　契約業務部契約第１課　電話048―467―9566
Email：riken-keiyakuchousei@riken.jp
ア　建設工事の申請の場合
㋐一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）　㋑営業所一覧表　㋒総合評定値通知書の写し　㋓納税証明書の写し　㋔委任状（行政書士等が申請する場合又は経常建設共同企業体の場合）　㋕共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体の場合）　㋖誓約書（経常建設共同企業体の場合）
イ　設計・コンサルティング業務の申請の場合
㋐一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）　㋑測量等実績調書　㋒技術者経歴書　㋓営業所一覧表　㋔登記簿謄本又は抄本　㋕業務に関し法律上必要とする資格の証明書の写し　㋖財務諸表類　㋗納税証明書の写し　㋘委任状（行政書士等が申請する場合）
⑶　申請書等の作成に用いる言語及び通貨
ア　申請書及び財務諸表は日本語で作成すること。なお、その他の書類を外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
⑷　申請に関する照会先　申請窓口に同じ。
4　資格の有効期間　資格認定の日から、2023年３月31日までとする。
5　資格及び審査
⑴　資格審査は、審査項目ごとの実数に基づき附与数値を算定し、その合計点をもって行う。
⑵　資格は、前記⑴の合計点により当研究所の区分に基づいて格付けする。
6　資格審査結果の通知　「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を郵送します。
7　その他
⑴　「建設工事、設計・コンサルティング業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者で、文部科学省の資格を得ている者又は得ようとする者は、この公示するところによる申請の必要はありません。文部科学省の資格審査結果通知書の写しにより競争に参加できるものとします。
⑵　当研究所で認定された一般競争（指名競争）参加資格では文部科学省の資格及び国（中央省庁）の統一資格の有資格者にはなれません。